

〔沿革〕	昭和53年11月本部訓令第10号	昭和55年2月本部訓令第2号
	昭和55年10月本部訓令第14号	昭和57年2月本部訓令第1号
	昭和58年4月本部訓令第2号	昭和59年4月本部訓令第6号
	昭和60年3月本部訓令第6号	昭和61年3月本部訓令第3号
	昭和62年3月本部訓令第4号	昭和63年4月本部訓令第1号
	平成3年6月本部訓令第9号	平成3年6月本部訓令第10号
	平成5年3月本部訓令第5号	平成6年3月本部訓令第2号
	平成7年3月本部訓令第16号	平成10年3月本部訓令第9号
	平成11年5月本部訓令第17号	平成15年12月本部訓令第27号
	平成17年12月本部訓令第27号	平成18年3月本部訓令第6号

千葉県警察交通機動隊の運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察交通機動隊の運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 運営（第5条—第12条）
- 第3章 隊員の選任と服務（第13条—第17条）
- 第4章 勤務（第18条—第21条）
- 第5章 指揮監督（第22条—第25条）
- 第6章 事件事故等の措置（第26条—第30条）
- 第7章 雑則（第31条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、千葉県警察交通機動隊（以下「隊」という。）の効率的な運用を図るため、隊の編成および任務に関し必要な事項を定めるものとする。

（隊の編成と活動区域）

第2条 隊は、5小隊及び特別交通機動班をもつて編成し、その名称、所在地および活動区域は別表1のとおりとする。

（任務）

第3条 隊は、交通取締用自動二輪車、交通取締用無線自動車、その他の車両を使用して、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、主として幹線道路における交通の安全と円滑を図り、交通秩序を維持するため、次に掲げる任務を遂行するものとする。

- (1) 交通の指導取締りおよび交通整理
- (2) 交通事故事件発生時における初動措置活動
- (3) 重大事犯の発生時における活動および緊急配備活動
- (4) 警衛、警護活動
- (5) その他特に命ぜられた事項

（支援）

第4条 隊の運用にあたっては、前条に定める自主活動のほか、警察署および機動力を必要とする他の警察業務に対しても、積極的な支援活動を実施するよう努めるものとする。

第2章 運営

（隊長の責務）

第5条 隊長は、隊の任務を遂行するため、隊の機動力を集中的かつ弾力的に運用するとともに、隊員の勤務の安全を図るため、隊員に対する教養、訓練を計画的に実施し、安全運転管理に努めるものとする。

（訓練指導担当者）

第6条 隊に訓練指導担当者をおくものとする。

2 訓練指導担当者は、警部補以上の階級にあるもののうちから隊長が任命するものとする。

3 訓練指導担当者は、隊長の命を受け隊員の勤務の安全を図るため、機動警ら活動等に必要な運転技能その他について（車両整備指導担当者の所掌事務を除く。）教養、訓練をするものとする。

（車両整備指導担当者）

第7条 隊に車両整備指導担当者をおくものとする。

2 車両整備指導担当者は、警部補以上の階級にあるもののうち隊長が任命するものとする。

3 車両整備指導担当者は、隊長の命を受け隊に保有する車両の整備指導およびそれに関する教養その他の事務をおこなうものとする。

（運用計画）

第8条 隊長は、隊の効率的な運用を図るため県内の交通情勢を総合的に検討し、毎月25日までに翌月の隊運用計画（別記第1号様式）を策定して交通部長の承認を得なければならない。

（勤務計画）

第9条 隊長は、前条の運用計画に基づいて毎月25日までに翌月分の勤務計画（別記第2号様式）を策定し隊員に示すものとする。

（連絡協調）

第10条 隊長は、前2条の計画を策定するにあたっては、県本部関係所属長および警察署長と連絡を密にして、隊の適正な運用が図られるようにしなければならない。

（幹部会議）

第11条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催して次の事項を検討し、隊の適正かつ効率的な運用に資さなければならない。

（1） 毎月の運用計画ならびに勤務計画の策定および業務結果に関すること。

（2） 各種事務の連絡調整に関すること。

（3） 隊員の指導監督に関すること。

（4） その他隊運営上必要な事項

（派遣）

第12条 交通部長以外の部長および所属長は、交通指導取締り、警衛警護、警備実施等のため、隊員の派遣を必要とするときは、隊長を経て交通部長に隊員の派遣方を要請するものとする。

2 前項の派遣要請は、原則として派遣を必要とする前日までに派遣の日時、場所、人員、車両数および理由を文書または電話により行なうものとする。ただし、急速を要する場合はこの限りではない。

3 派遣を命ぜられた隊員は、出動要請をした所属長の指揮のもとに、当該任務の遂行にあたるものとする。

第3章 隊員の選任と服務

（隊員の選任）

第13条 隊員は、機動警ら勤務について適正を有し、かつ良好な公衆関係を保持するにふさわしい者のなかから選任する。

2 隊員は、機動警ら活動を行なうに必要な初任訓練を終了した後に機動警ら勤務につかせるものとする。

（隊員の一般的心得）

第14条 隊員は、機動警ら活動を行なうに必要な訓練をつねに反復して行ない、能力の向上に努めるとともに、任務の遂行にあたっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 安全運転に心がけ、交通事故の防止に最善をつくすこと。

（2） 言語、態度に注意し、関係者の理解と協力を得よう努めること。

（3） 車両その他の装備資器材は、常に点検整備を実施しその取扱いに習熟するとともに、最高度の活用を図るようにすること。

（報告の励行）

第15条 隊員は、勤務中知り得た交通情報その他の事項について、積極的に報告しなければならない。

（勤務変更）

第16条 隊員は、特殊事情等の発生により、指定された勤務と異なる勤務をする必要があると認めた

場合は、すみやかに上司に報告して、指揮を受けること。ただし、緊急を要し、指揮を受けるいとまのないときは、直ちに所要の措置をとり、事後すみやかに報告すること。

(紛失等の防止)

第17条 隊員は、保管中の交通切符、交通反則切符および被疑者から預かり保管中の運転免許証等は、紛失、破損等の事故がないよう取扱い上誤りのないようにすること。

第4章 勤務

(勤務の種別)

第18条 隊員の勤務種別は、通常勤務、応援派遣勤務および特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務に従事することをいう。

- (1) 道路を機動警らして行なう交通の指導取締り。
- (2) 道路交通の状況に応じて必要な場所に停車して実施する交通監視および交通整理
- (3) 分駐隊その他必要な場所において、車両を検問して行なう交通の指導、取締り。
- (4) 車両整備、書類作成その他の事務処理
- (5) 無線通信勤務

3 応援派遣勤務とは、応援派遣先において前項各号に掲げる勤務に従事することをいう。

4 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備その他特別の勤務に従事することをいう。

(勤務例)

第19条 隊の白バイ勤務員および交通パトカー勤務員の勤務例は別に隊長の定めるところによるものとする。

(小隊日誌)

第19条の2 各小隊の幹部は、前条の勤務例に基づき、当務日ごとの小隊日誌(別記第3号様式)を作成するものとする。

2 隊員は、出動するときは常に当務日の勤務計画を携帯し、これに準じた活動を行うものとする。

(緊急活動)

第20条 隊員は、緊急配備の発令を受理したときは、勤務計画にとらわれることはなく、ただちに所要の活動を行わなければならない。

(報告)

第21条 各小隊の幹部は、毎日の勤務終了後、小隊日誌により勤務結果、担当車両の使用状況等を隊長に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項については、ただちに報告しなければならない。

- (1) 特異事犯を検挙し、もしくは取扱ったとき。
- (2) 被疑者の身柄を拘束する事案
- (3) 交通事故等の当事者となつたとき。
- (4) その他重要と認められる事項があつたとき。

第5章 指揮監督

(指揮監督の重点)

第22条 隊長以下各級幹部は、常に隊員の指導監督を励行して厳正な規律の保持、適正な執行務の確保、車両の管理および事故防止に最善の努力を行わなければならない。

(巡視)

第23条 隊長は、指揮監督および指導、教養の徹底と勤務の適正を図るため計画的に各分駐隊に対する巡視を行わなければならない。

(教養訓練および点検)

第24条 隊長は、毎月1回以上隊員を招集して、通常点検および車両点検ならびに教養訓練を行わなければならない。

(出動前の点検等)

第25条 各小隊の幹部は、毎朝出動前に所属隊員に対する通常点検および車両点検を実施するとともに、勤務重点等必要な指示を行ない、その徹底を図らなければならない。

第6章 事件事故等の措置

(交通法令違反の処理)

第26条 隊員は、交通法令違反事実を現認した場合は、交通違反指導取締要綱(平成3年本部訓令第

3号) その他の交通法令違反事件処理に関する定めにより、迅速適正に処理しなければならない。
(交通事故事件の措置)

第27条 隊員は、交通事故の届出を受け、またはこれを現認したときは、被害者の救護、現場保存、目撃者、参考人の確保、交通整理その他道路における危険防止のための必要な措置を講ずるとともに、当該事故を管轄する警察署長にすみやかに通報しなければならない。

この場合において、管轄警察署の警察官が現場に到着したとき、当該警察官にこれを引継ぐものとする。

(ひき逃げ事件の措置)

第28条 隊員は、ひき逃げ事件の届出を受け、またはこれを現認したときは「交通事故事件捜査処理要綱」(昭和56年8月20日本部訓令第8号)の定めるところにより、迅速、適切に措置しなければならない。

(一般刑事事件の措置)

第29条 隊員は、勤務中交通関係以外の刑事事件の届出を受け、またはこれを現認したときは、犯人の逮捕、証拠の保全等必要な初動措置を講ずるとともに、当該事件を管轄する警察署長にすみやかに通報し、これを引継ぐものとする。

(逮捕事件の措置)

第30条 隊員は、被疑者を自ら逮捕し、または常人から引き渡しを受けた場合は、必要な捜査書類を作成し、証拠資料とともに身柄を管轄警察署に引継ぐものとする。ただし、交通法令違反事件の被疑者については、隊長の指揮を受けて処置するものとする。

第7章 雑則

(隊旗)

第31条 交通機動隊に隊旗(隊標旗)をおく。

2 隊旗(隊標旗)の制式は、別表2のとおりとする。

第32条 隊員は、隊章(隊員章)を着装して勤務するものとする。

(内規)

第33条 この訓令を実施するために必要な細部事項は隊長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

別表1 (第2条)

名称	所在地	活動区域
第1交通機動班 (本部班)	千葉市	千葉中央、千葉東、千葉南、山武、東金、茂原、いすみ、勝浦及び市原警察署管内
第2交通機動班 (習志野分班)	習志野市	千葉西、千葉北、習志野、八千代、船橋、船橋東、鎌ヶ谷、市川、行徳及び浦安警察署管内
第3交通機動班 (柏分駐)	柏市	松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子及び印西警察署管内
第4交通機動班 (成田分駐)	成田市	佐倉、四街道、成田、空港、香取、銚子、旭及び匝瑳警察署管内
第5交通機動班 (君津分駐)	君津市	木更津、君津、富津、館山及び鴨川警察署管内
特別交通機動班 (本隊)	千葉市	県内全域

以下別記様式省略